

第7章 参考資料

第1節 新エネルギー導入に係る補助制度の例(平成 21 年度)

(1) 国による補助制度(抜粋)

現在、国や国の機関が行っている新エネルギー設備導入に係る補助制度を以下に示します。補助制度については年度により実施状況が異なるため、実際にこれらの制度を活用する場合には、各機関への問い合わせが必要です。

| 事業名 | 太陽光発電 | 風力発電 | 太陽熱利用 | 温度差エネ | バイオマス | 雪氷熱利用 | 小水力発電 | 省エネ等 | 対象事業者 | | | | |
|---------------------------------------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|--------|----|------|-----|---------|
| | | | | | | | | | 地方公共団体 | 企業 | NPO等 | 個人等 | フェーズ |
| ◇経済産業省(含:NEDO)による助成制度 | | | | | | | | | | | | | |
| 地域新エネルギービジョン策定等事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | 調査 |
| 地域省エネルギービジョン策定等事業 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 調査 |
| 省エネルギー対策導入促進事業費補助金 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | 調査 |
| エネルギー使用合理化事業者支援事業 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 導入補助 |
| 新エネルギー等事業者支援対策事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | 導入補助 |
| 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(建築物・BEMS関係) | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 導入補助 |
| 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(住宅に係るもの) | | | | | | | | ○ | | | | ○ | 導入補助 |
| エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業(住宅に係るもの) | | | | | | | | ○ | ○ | | | | 導入補助 |
| エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業(建築物に係るもの) | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | 導入補助 |
| グリーン物流パートナーシップ推進事業 | | | | | | | | ○ | | ○ | | | 調査 |
| 物流効率化推進事業 | | | | | | | | ○ | | ○ | | | 調査・実証 |
| クリーンエネルギー自動車等導入促進対策事業 | | | | | | | | | | ○ | | ○ | 導入補助 |
| 温室効果ガス排出削減支援事業 | | | | | | | | ○ | | ○ | | | 導入補助 |
| 国内クレジット制度基盤整備事業 | | | | | | | | ○ | | ○ | | | 調査・導入補助 |
| 中小企業を対象とした排出削減設備導入支援 | | | | | | | | ○ | | ○ | | | 導入補助 |
| 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金 | ○ | | | | | | | | | | | ○ | 導入補助 |
| 高効率給湯器、高効率空調機導入促進事業 | | | | | | | | ○ | | ○ | | ○ | 導入補助 |
| バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業 | | | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | 調査 |
| 地域新エネルギー等導入促進事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | 導入補助・普及 |
| 風力発電系統連系対策助成事業 | | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | 導入補助 |
| 地熱発電開発費補助金補助事業 | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 導入補助 |
| 地熱開発促進調査 | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | | 調査 |
| 中小水力発電開発費補助事業 | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 導入補助 |

(資料:資源エネルギー庁「エネルギー・温暖化対策に関する支援制度について」より抜粋)

| 事業名 | 太陽光発電 | 風力発電 | 太陽熱利用 | 温度差エネ | バイオマス | 雪氷熱利用 | 小水力発電 | 省エネ等 | 対象事業者 | | | | |
|---|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|--------|----|------|------------|------|
| | | | | | | | | | 地方公共団体 | 企業 | NPO等 | 個人等 | フェーズ |
| ◇省エネルギーセンターによる助成制度 | | | | | | | | | | | | | |
| 省エネルギー対策導入促進事業(省エネ診断) | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 調査 | |
| 省エネルギー対策導入促進事業(ESCO導入支援) | | | | | | | | ○ | | ○ | | 調査 | |
| アイドリングストップ自動車導入促進事業(アイドリングストップ自動車購入補助金) | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 導入補助 | |
| アイドリングストップ自動車導入促進事業(後付アイドリングストップ装置購入補助金) | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | 導入補助 | |
| ◇(財)新エネルギー財団による助成制度 | | | | | | | | | | | | | |
| 中小水力発電開発促進指導事業(未開発地点開発促進対策調査、ハイドロバレー計画開発促進調査) | | | | | | | | ○ | | ○ | | 調査 | |
| 中小水力発電開発促進指導事業費補助金 | | | | | | | | ○ | | ○ | | 調査 | |
| 定置用燃料電池大規模実証事業 | | | | | | | | | | ○ | | 実証・導入補助 | |
| ◇環境省による助成制度 | | | | | | | | | | | | | |
| 地方公共団体対策技術先導入補助事業 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | 導入補助 | |
| 地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター事業 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | 実証・導入補助 | |
| 地域協議会民生用機器導入促進事業 | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | 導入補助 | |
| 太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | 実証・導入補助・普及 | |
| エコ燃料利用促進補助事業 | | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | 導入補助 | |
| 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業 | | | | | | | | ○ | | ○ | | 導入補助 | |
| 省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業 | | | | | | | | ○ | | ○ | | 導入補助 | |
| 廃棄物処理施設における温暖化対策事業 | | | | | ○ | | | | | ○ | | 導入補助 | |
| 地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | | 導入補助 | |
| 低公害車普及事業低公害車普及事業 | | | | | | | | | ○ | | | 導入補助 | |
| 低炭素地域づくり面的対策推進事業 | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | 調査 | |
| エコ住宅普及促進事業 | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | 調査・普及 | |
| 廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業 | | | | | | | | | | ○ | | 調査・実証 | |
| 風力発電施設に係る適正整備推進事業 | | ○ | | | | | | | | ○ | | 調査・実証 | |
| EST、モビリティ・マネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進 | | | | | | | | ○ | | ○ | | 調査・普及 | |

(資料:資源エネルギー庁「エネルギー・温暖化対策に関する支援制度について」より抜粋)

| 事業名 | 太陽光発電 | 風力発電 | 太陽熱利用 | 温度差エネ | バイオマス | 雪氷熱利用 | 小水力発電 | 省エネ等 | 対象事業者 | | | | |
|-------------------------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|--------|----|------|-----|------------|
| | | | | | | | | | 地方公共団体 | 企業 | NPO等 | 個人等 | フェーズ |
| ◇農林水産省による助成制度 | | | | | | | | | | | | | |
| 森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業 | | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | 調査 |
| 木質資源利用ニュービジネス創出事業 | | | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | 調査・実証 |
| 広域連携等バイオマス利活用推進事業 | | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | 調査・実証・普及 |
| 地域バイオマス利活用交付金 | | | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | 調査・導入補助 |
| バイオ燃料地域利用モデル実証事業 | | | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | 調査・導入補助 |
| 環境バイオマス総合対策推進事業 | | | | | ○ | | | | | ○ | | | 調査・普及 |
| ソフトセルロース利活用技術確立事業 | | | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | 実証・導入補助 |
| 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | 導入補助 |
| 強い農業づくり交付金 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | | 導入補助 |
| 農林・水産分野における省エネ・省資源化の推進 | | | | | | | | ○ | | | | | |
| 畑地帯総合整備事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | | | 導入補助 |
| むらづくり交付金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | | 導入補助 |
| 農村振興総合整備事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | | 導入補助 |
| 農業集落排水資源循環統合補助事業 | | | | | ○ | | | | ○ | | | | 導入補助 |
| 省石油型園芸技術導入推進事業 | | | | | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | | 導入補助 |
| 施設園芸脱石油イノベーション推進事業 | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | 導入補助 |
| 畜産環境総合整備事業 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | | 導入補助 |
| 高機能たい肥活用エコ農業支援事業 | | | | | ○ | | | | | | ○ | | 導入補助 |
| 水産系副産物活用推進モデル事業 | | | | | ○ | | | | ○ | | | | 導入補助 |
| 強い水産業づくり交付金 | | | | | ○ | | | | ○ | | | | 導入補助 |
| 漁村総合整備事業のうち漁業集落環境整備事業 | | | | | ○ | | | | ○ | | | | 導入補助 |
| かんがい排水事業 | | | | | | | ○ | | ○ | | | | 導入補助 |
| 森林・林業・木材産業づくり交付金 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | | 導入補助 |
| 水産基盤整備事業 | ○ | ○ | | | ○ | | | | ○ | | | | 導入補助 |
| 低炭素むらづくりモデル支援事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | 調査・導入補助・普及 |
| 地域用水環境整備事業のうち小水力発電施設整備等 | | | | | | | ○ | | ○ | | | | 導入補助 |

(資料:資源エネルギー庁「エネルギー・温暖化対策に関する支援制度について」より抜粋)

(2) 国による補助制度の内容(抜粋)

前述の補助制度のうち、例として事業内容の概要を以下に示します(資源エネルギー庁「エネルギー・温暖化対策に関する支援制度について」より抜粋)。

① 新エネルギー全般を対象にしたもの

地域新エネルギー等導入促進対策事業

連絡先: NEDO エネルギー対策推進部 地域エネルギーグループ
「地域新エネルギー等導入促進事業」担当 TEL:044-520-5184(直通)

◆事業の概要

地方自治体等の先進的な設備導入に対する補助を行う。また、地方自治体等と民間事業者が連携して行う大規模太陽光発電設備(メガソーラー)の導入や公的施設への太陽光発電設備の導入等への補助を行う。

◆対象事業等

(1)対象事業

以下の設備の導入
太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー利用、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、クリーンエネルギー自動車、中小水力発電、地熱発電

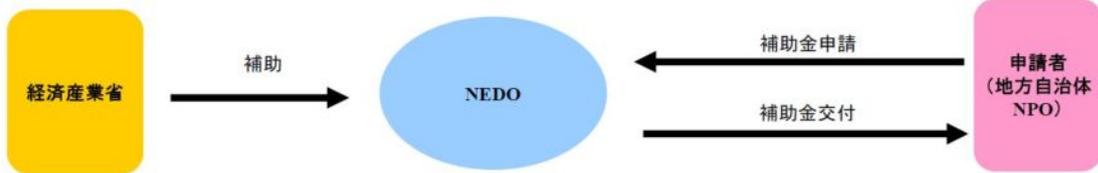
(2)対象者

地方自治体 民間非営利団体

(3)補助金額

地方自治体1/2 民間非営利団体1/3

◆実施スキーム



新エネルギー等事業者支援対策事業

連絡先: 資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 TEL: 03-3501-4031(直通)
NEDO エネルギー対策推進部 TEL: 044-520-5180(直通)

◆事業の概要

民間事業者による先進的な新エネルギー等利用設備の導入事業に対し、事業費の一部を補助する。

◆対象事業等

(1)対象事業

地熱発電太陽光発電(出力10KW以上)、風力発電(出力500KW以上)、太陽熱利用(有効集熱面積100m²以上 省エネ率10%以上)、温度差エネルギー利用(熱供給能力6.28GJ/h(1.5Gcal/h)以上、省エネルギー率10%以上または総合エネルギー効率80%以上)、天然ガスコージェネレーション(高効率型天然ガスコージェネレーション設備 発電出力10KW以上、燃料電池、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、クリーンエネルギー自動車、中小水力発電)

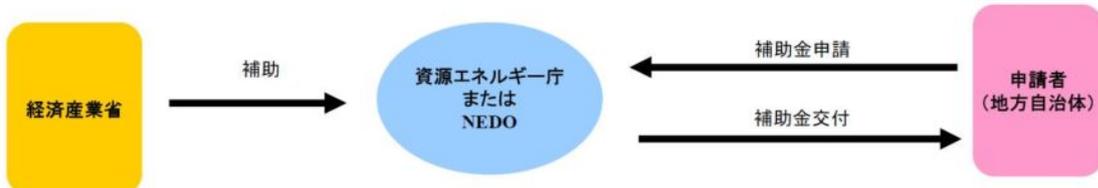
(2)対象者

民間事業者

(3)補助率

1/3以内

◆実施スキーム



② 太陽光発電を対象にしたもの

住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金

◆事業の概要

連絡先:太陽光発電普及拡大センター TEL:043-239-6200(代表)
有限責任中間法人太陽光発電協会 TEL:03-3459-6351(代表)

高い普及効果が見込まれる住宅用太陽光発電システムの設備を導入する際に、当該設備設置者に対して定額の補助を実施することにより、住宅用太陽光発電システムの導入を加速する。

◆対象事業等

(1)対象者

自ら居住する住宅にシステムを設置する個人で、電灯契約をしている者。

(2)補助金額

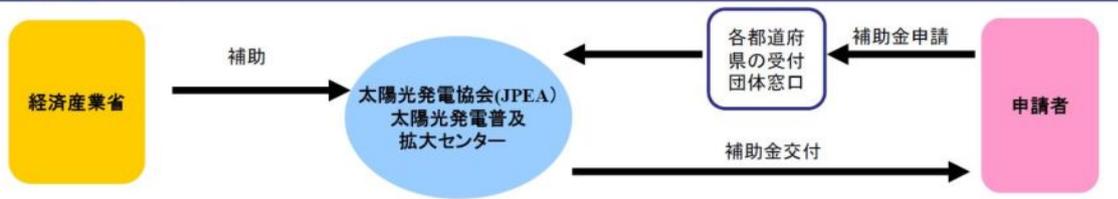
対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり7万円

(3)対象システム

- ・太陽電池モジュール/変換効率が一定の数値を上回ること(太陽電池の種類毎に基準値を設定)
- ・一定の品質・性能が確保され、設定後のサポート等がメーカー等によって確保されていること(10年以上の出力長期保証)
- ・最大出力10KW未満で、かつ、システム価格が70万円/kW以下であること。

その他の制度の詳細、申請手続きについては、太陽光発電協会の定める「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金 交付規定」において規定(太陽光発電普及拡大センターWebサイト(<http://www.jp-pec.or.jp>) 申請先等 <http://www.jp-pec.or.jp/03application.html>)

◆実施スキーム



③ バイオマスを対象にしたもの

地域バイオマス利活用交付金

連絡先:農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 TEL03-3502-8466(直通)

◆事業の概要

バイオマスタウンの構築を加速化させるため、本交付金のソフト支援とハード支援を再編・拡充し、平成22年度までにバイオマスタウンを300地区構築する。また、農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の連携を強化する等、バイオマス利活用促進のための取組を支援する。

◆事業内容

(1)対象事業

1)ソフト支援

- ①バイオマスタウン構想支援事業
 - ・市町村が策定するバイオマスタウン構想策定の取組を支援。
- ②プラットフォームづくり支援事業(拡充)
 - ・バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築支援。
 - ・バイオ燃料の品質分析等への取組を支援。
 - ・農林漁業者等とバイオ燃料製造業者による生産製造連携計画の作成等を支援。
 - ・バイオマス利活用的高度化検討への支援。

2)ハード支援

- ①市町村等が行うバイオマス利活用施設の整備を支援。(地域住民参加型)(再編拡充)
- ②民間事業者等が行うバイオマス利活用施設の整備を支援。(民間活力導入型)(再編拡充)
- ③既存のバイオマス施設の事業成果を拡大させるための拡充整備を支援。(事業成果拡大)(拡充)
- ④家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設等の共同利用施設等を整備。

(2)補助対象者

1)ソフト支援

市町村等

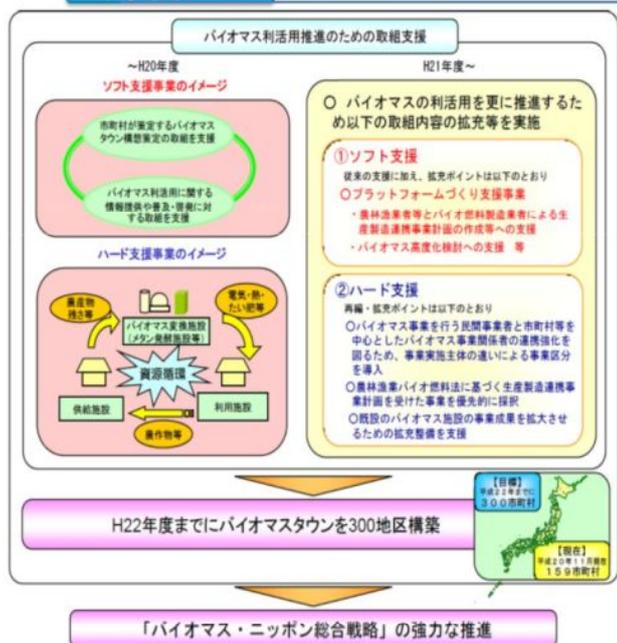
2)ハード支援

市町村、公社、PFI事業者、第3セクター、消費生活協同組合、農林漁業者の組織する団体、民間事業者等

(3)補助率

定額(1/2以内等、ただし1)②バイオマス利活用的高度化検討への支援については定額。)

◆事業イメージ



木質資源利用ニュービジネス創出事業

連絡先: 農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 TEL: 03-3502-8466(直通)

◆事業の概要

間伐と木質資源の利用を一体的に行うことにより、木質資源を燃料用等として利用した新たなビジネスモデルの創出を支援する。熱利用施設の事業者はチップを安定的に確保でき、また、燃料用等としての需要が安定的に生じるため、土壌等での林地残材が発生しない。木質ペレットの導入促進に向けたボイラー等の利用機器の改良及び木質ペレットの安全性等の調査等に対し支援する。

◆対象事業等

(1)対象事業

1)木質資源利用ニュービジネス創出モデル事業

熱利用施設利用者等と森林組合等の林業事業者が原料(チップ用材)の安定供給に係る協定等を締結し、当該チップ用材を確保するための間伐を自力で行う場合に、原料確保に係る経費の一部を助成するとともに、原料調達コストの低減に向けた取組を推進するために必要な実証事業に対して支援を行う。

2)木質資源利用ビジネス促進事業

木質資源のエネルギーとしての利用や、木質燃料の供給事業を地域のビジネスとして成長させるための基盤づくりとして、以下の取組を行う。

① 木質資源利用拡大技術高度化支援事業

ボイラー等の利用機器の低コスト化や効率化等のために行う試作品の製作、試用(モニター調査等)・改良等に対し支援する。

② 木質ペレット供給安定化事業

規格化した木質ペレットの安全性や燃焼効率の調査等に対し支援する。

(2)対象事業者

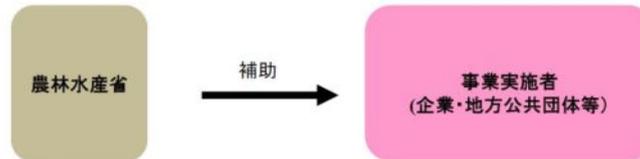
1) 都道府県、市町村、林業・木材産業に関する組合・団体、又はこれらによって構成される地域協議会等

2) の① 民間団体、 2)の② 民間団体

(3)負担割合

1) 定額、1/2 2)の① 定額、1/2 (2)の② 定額

◆実施スキーム



(3) 福島県による補助制度

福島県でも「福島県新エネルギー導入推進市町村支援事業」という補助制度を設けています。その概要・補助要件は以下に示すようなものです。

| 補助事業者 | 市町村支援事業の対象となる補助事業者（以下「市町村」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 地域新エネルギービジョンを策定した県内市町村 (2) 平成21年度末までに地域新エネルギービジョンを策定予定である県内市町村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|--|--|-----------|---------|--------------------|-------|--|--|-------|--|----------------------------|--------|---|----------------------------|------------------|---|--------------------|------|---|--------------------|
| 補助対象事業 | 市町村支援事業の対象となる事業は、市町村が、福島県新エネルギー導入推進市町村支援事業補助金交付要綱に示す新エネルギーに係る設備をその区域内の住宅又は事業所に設置しようとする者に対し、当該新エネルギー導入に要する経費を補助する事業とし、県は、その事業に要する経費の一部を補助する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助内容 | 県が市町村に対して交付する補助金額は、補助対象とする市町村事業費の1/2以内かつ上限3,000千円とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助要件 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">新エネルギーの種類</th> <th style="width: 50%;">対象設備の要件</th> <th style="width: 30%;">設置者1件当たりの県補助金の上限額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光発電</td> <td> 1 住宅等の屋根等への設置に適した、低圧又は高圧配電線と逆潮流有りて連系した太陽光発電システムであるもの。 2 電力会社と電力供給契約を締結するもの。 </td> <td>1kW当たり15千円を上限とする。ただし、住宅の用に供する場合は4kWを上限とし、その他は10kWを上限とする。</td> </tr> <tr> <td>太陽熱利用</td> <td>1 住宅等の屋根等への設置に適した、不凍液などの集熱媒体を強制循環する太陽集熱器と蓄熱媒体を貯蔵する太陽蓄熱槽により構成される、給湯及び冷暖房等の用に供されるソーラーシステム（市町村がこれに準ずると認めるものを含む）であるもの。</td> <td>左の設備の設置に要する経費の1/20以内の額とする。</td> </tr> <tr> <td>小型風力発電</td> <td> 1 風力エネルギーを回転力に変換し、発電機を駆動して発電を行う設備であるもの。 2 発電機の定格出力が0.4kW以上であるもの。 </td> <td>左の設備の設置に要する経費の1/20以内の額とする。</td> </tr> <tr> <td>バイオマス発電・熱利用・燃料製造</td> <td> 1 バイオマスを原料に、発電、熱利用及び燃料製造のいずれかを行う設備であるもの。ただし、木質ペレットストーブは対象外とする。 2 バイオマス依存率が60%以上の設備であるもの。 </td> <td>市町村事業費の1/2以内の額とする。</td> </tr> <tr> <td>雪氷冷熱</td> <td> 1 雪又は氷（冷凍機器で生産したものを除く）を熱源とする熱を冷蔵、冷房その他の用途に利用する設備であるもの。 2 冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接供される設備であるもの。 </td> <td>市町村事業費の1/2以内の額とする。</td> </tr> </tbody> </table> | | | 新エネルギーの種類 | 対象設備の要件 | 設置者1件当たりの県補助金の上限額等 | 太陽光発電 | 1 住宅等の屋根等への設置に適した、低圧又は高圧配電線と逆潮流有りて連系した太陽光発電システムであるもの。 2 電力会社と電力供給契約を締結するもの。 | 1kW当たり15千円を上限とする。ただし、住宅の用に供する場合は4kWを上限とし、その他は10kWを上限とする。 | 太陽熱利用 | 1 住宅等の屋根等への設置に適した、不凍液などの集熱媒体を強制循環する太陽集熱器と蓄熱媒体を貯蔵する太陽蓄熱槽により構成される、給湯及び冷暖房等の用に供されるソーラーシステム（市町村がこれに準ずると認めるものを含む）であるもの。 | 左の設備の設置に要する経費の1/20以内の額とする。 | 小型風力発電 | 1 風力エネルギーを回転力に変換し、発電機を駆動して発電を行う設備であるもの。 2 発電機の定格出力が0.4kW以上であるもの。 | 左の設備の設置に要する経費の1/20以内の額とする。 | バイオマス発電・熱利用・燃料製造 | 1 バイオマスを原料に、発電、熱利用及び燃料製造のいずれかを行う設備であるもの。ただし、木質ペレットストーブは対象外とする。 2 バイオマス依存率が60%以上の設備であるもの。 | 市町村事業費の1/2以内の額とする。 | 雪氷冷熱 | 1 雪又は氷（冷凍機器で生産したものを除く）を熱源とする熱を冷蔵、冷房その他の用途に利用する設備であるもの。 2 冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接供される設備であるもの。 | 市町村事業費の1/2以内の額とする。 |
| 新エネルギーの種類 | 対象設備の要件 | 設置者1件当たりの県補助金の上限額等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 太陽光発電 | 1 住宅等の屋根等への設置に適した、低圧又は高圧配電線と逆潮流有りて連系した太陽光発電システムであるもの。 2 電力会社と電力供給契約を締結するもの。 | 1kW当たり15千円を上限とする。ただし、住宅の用に供する場合は4kWを上限とし、その他は10kWを上限とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 太陽熱利用 | 1 住宅等の屋根等への設置に適した、不凍液などの集熱媒体を強制循環する太陽集熱器と蓄熱媒体を貯蔵する太陽蓄熱槽により構成される、給湯及び冷暖房等の用に供されるソーラーシステム（市町村がこれに準ずると認めるものを含む）であるもの。 | 左の設備の設置に要する経費の1/20以内の額とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小型風力発電 | 1 風力エネルギーを回転力に変換し、発電機を駆動して発電を行う設備であるもの。 2 発電機の定格出力が0.4kW以上であるもの。 | 左の設備の設置に要する経費の1/20以内の額とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| バイオマス発電・熱利用・燃料製造 | 1 バイオマスを原料に、発電、熱利用及び燃料製造のいずれかを行う設備であるもの。ただし、木質ペレットストーブは対象外とする。 2 バイオマス依存率が60%以上の設備であるもの。 | 市町村事業費の1/2以内の額とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雪氷冷熱 | 1 雪又は氷（冷凍機器で生産したものを除く）を熱源とする熱を冷蔵、冷房その他の用途に利用する設備であるもの。 2 冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接供される設備であるもの。 | 市町村事業費の1/2以内の額とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第2節 先進事例

小野町で導入可能性が見込まれる、太陽光発電や太陽熱利用、バイオマス、中小水力発電についての国内で導入されている先進事例を以下に示します。

太陽エネルギー

栃木県

のざわ特別支援学校における太陽光の徹底活用と環境学習の推進

栃木県

事業の内容

2004年の学校移転に伴い、200kWの太陽光発電システムとパッシブソーラーシステム（太陽熱利用）を導入しました。設置場所である宇都宮市は、温暖な内陸性気候であり、冬の日照時間も長いことから、効果的に新エネルギーを活用しております。また、太陽光発電設備の仕組みや発電量が示される表示板の活用により、児童・生徒や来校者に対し、新エネルギーへの理解を促進するなど環境学習にも役立てています。

特長

200kWの太陽光発電システムは、本県の県立学校では、最大規模であり、環境教育の生きた教材として利用されています。

主な設備

太陽光発電設備 200kW
太陽熱利用システム 290m²



所在地

宇都宮市岩曾町

問い合わせ先

栃木県立のざわ特別支援学校
TEL 028-689-2655
栃木県教育委員会 事務局 施設課
TEL 028-623-3373



(資料：NEDO 技術開発機構「新エネ百選」より抜粋)

バイオマスエネルギー

福井県

若狭町バイオスタウン構想

福井県 若狭町

事業の内容

山〜川〜里〜湖〜海へとつながる生命の動脈（バイオマスライン）を保全、再生するため、CO₂を吸収したり豊かな水を育む森林を循環型社会の発着点と考え、まず、森づくりからはじめています。公共施設等に太陽光発電、木質ペレット製造機器、ペレットストーブを配置し、地域内の廃材や間伐材を活用し木質ペレットを製造、利用することで環境保全と地域振興が両立する循環型、自然共生、低炭素社会の構築を目指します。

特長

バイオマスラインを保全、再生し、賢く利用することで、地域の環境保全と産業振興の両立を図ります。

主な設備

太陽光発電設備 20kW
 木質ペレット燃料製造設備（破砕機、ペレット成型機）
 バイオマス熱利用設備（ペレットストーブ22台）



所在地

若狭町北前川（若狭町給食センター）
 若狭町井崎（若狭町旧南部保育所）ほか

問い合わせ先

若狭町役場 企画環境課
 TEL 0770-45-9110（直通）
<http://www.town.fukui-wakasa.lg.jp/>



（資料：NEDO 技術開発機構「新エネ百選」より抜粋）

水力エネルギー

栃木県

農業・農村地域に無尽蔵に存在する自然エネルギー開発
～クリーンなエネルギーで地球温暖化を防ごう～

那須野ヶ原土地改良区連合 (栃木県 那須塩原市)

事業の内容

急峻な地形勾配である当地の農業用水路には、水勢を減じるための落差工が設置されています。この水力エネルギーの有効利用を図り、自家発電設備として土地改良施設への電力を供給すると共に、地球温暖化防止に貢献する小水力発電の設置を行っています。また、太陽光を利用した発電システムや家畜排泄物によるバイオマス発電の発酵残渣を利用した実証試験などに取り組むほか、自然エネルギーの普及啓発活動も積極的に行っています。

特長

農村地域の埋もれた宝を活用してエネルギーの地産地消開発支援を行い、地球温暖化防止に貢献しています。

主な設備

小水力発電設備

- 横軸フランシス水車 680kW
- 縦軸カプラン水車 120kW (30kW×4基) など



所在地

- 那須塩原市戸田 (那須野ヶ原発電所)
- 那須塩原市百村 (百村第一・第二発電所)
- 那須塩原市臺沼 (臺沼第一・第二発電所)

問い合わせ先

- 那須野ヶ原土地改良区連合
- TEL 0287-36-0632
- <http://www.nasu-lid.or.jp>



(資料：NEDO 技術開発機構「新エネ百選」より抜粋)

水力エネルギー

山梨県

家中川小水力市民発電所「元気くん1号」

山梨県 都留市

事業の内容

富士の湧水が豊富な「水のまち都留」では、利用可能なエネルギーの中で「水」が最も期待できるものでした。そこで、小水力発電の普及・啓発を目指し、市役所庁舎前を流れる家中川に、市民参加型ミニ公募債を導入するなど市民協働により、家中川小水力市民発電所「元気くん1号」を設置しました。発電された電力は、庁舎の使用電力量の15.1%を賄っており、2009年度よりグリーン電力証書の発行・販売を実施します。

特長

国内初の本格的木製下掛け水車発電施設で、市民参加型ミニ公募債の発行など市民協働により設置しました。

主な設備

木製下掛け水車 発電機（直径6m） 20kW

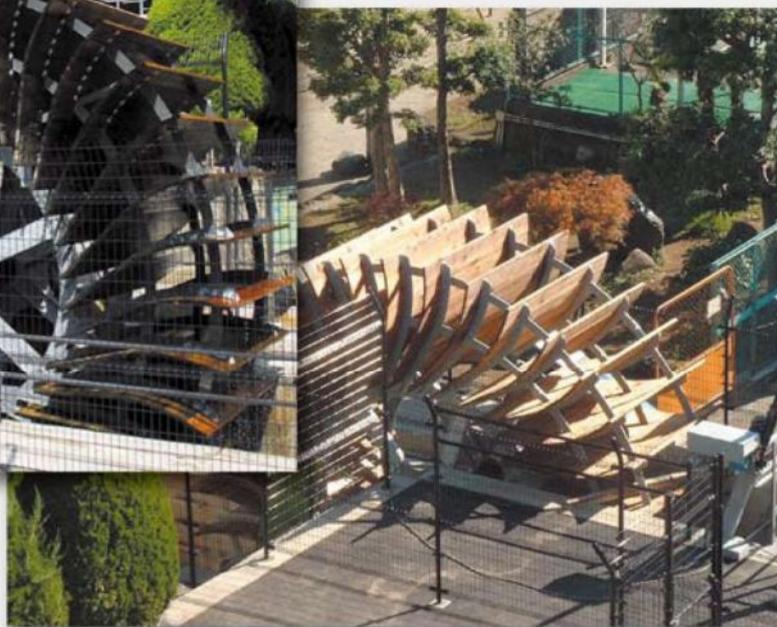


所在地

都留市上谷1丁目（都留市役所敷地内）

問い合わせ先

都留市役所 政策形成課
 TEL 0554-43-1111（内線242）
http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=2681



（資料：NEDO 技術開発機構「新エネ百選」より抜粋）

第3節 新エネルギー導入に必要な事項

(1) 法規制等

新エネルギー設備の設置にあたっては、新エネルギーの種別、規模、設置場所などにより留意すべき法規制があります。以下に示すものは設備導入に関する関係法令の一例です。設備導入にあたっては、関係機関、メーカーなどに問い合わせ、留意すべき法規制がないか確認する必要があります。

表 7-1 新エネルギー等の導入に関する関係法令の一例

| | |
|------------|---|
| 設備の設置・保安関連 | エネルギーの使用の合理化に関する法律、電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保法、消防法、高圧ガス保安法、航空法、電波法、労働安全衛生法・・・など |
| 土地利用の規制関連 | 都市再生法、都市計画再生法、土地区画整理法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、工場立地法、道路法、道路交通法、共同溝の整備等に関する特別措置法、海岸法、港湾法・・・など |
| 環境保全関連 | 自然公園法、森林法、砂防法、地すべり等防止法、都市緑地保全法、文化財保護法、鳥獣保護及び狩猟に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、温泉法・・・など |
| 公害防止関連 | 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、下水道法、河川法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律・・・など |

特に、近年は太陽光発電の普及が進んでいることから、電気事業法関係法令による関連項目を以下に示します。

電気事業法によれば、太陽光発電システムは電気工作物となり、用途や規模により自家用と一般用に分類されます。また、20kW 未満の太陽光発電システムについては、小出力発電設備と定義されます。

表 7-2 電気事業関係法令

| 対象事項 | 条 項 | 概 要 |
|-----------|--------------------|--|
| 電気工作物の定義 | 法第 2 条 | 発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く）。 |
| | 令第 1 条 | 電気工作物から除かれる工作物を規定。 |
| 一般用電気工作物 | 法第 38 条 | 次に掲げる電気工作物。 ただし、小出力発電設備以外の発電用の電気工作物と同一の構内（これに準ずる区域内を含む）に設置するもの又は爆発性若しくは引火性のものが存在するため電気工作物による事故が発生する恐れが多い場所であって、経済産業省令で定めるものに設置するものを除く。 |
| | | 一 他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物（これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する小出力発電設備を含む）であって、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの。 |
| | | 二 構内に設置する小出力発電設備（これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む）であって、その発電に係る電気を経済産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの。 |
| | 則第 48 条 | 4 「小出力発電設備」とは次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であって、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が 20 kW 以上となるものを除く。 一 太陽電池発電設備であって出力 20 kW 未満のもの。 二 風力発電設備であって出力 20 kW 未満のもの。 三 水力発電設備であって出力 10 kW 未満のもの（ダムを伴うものを除く）。 四 内燃力を動力とする火力発電設備であって出力 10 kW 未満のもの。 五 燃料電池発電設備（固体高分子型のものであって、最高使用圧力が 0.1 MPa 未満のものに限る。）であって出力 10 kW 未満のもの |
| 事業用電気工作物 | 法第 38 条 | 一般用電気工作物以外の電気工作物 |
| 自家用電気工作物 | 法第 38 条 | 電気事業の用に供する電気工作物および一般用電気工作物以外の電気工作物 |
| 工 事 計 画 | 法第 47 条 則第 62 条 | 自家用電気工作物の「工事計画」の認可など |
| | 法第 48 条 則第 68 条 | 「工事計画」の事前届出 |
| 使用 前 検 査 | 法第 49 条 則第 65 条 | 「使用前検査」 |
| 主 任 技 術 者 | 法第 43 条 | 「主任技術者の選任」 |
| | 則第 52 条 | 事業場または設備ごとに有資格者を選任 主任技術者の「不選任承認」 |
| 保 安 規 程 | 法第 42 条 則第 50 条 | 「保安規程」を定め、使用開始前に届け出ること |

〔注〕 法：電気事業法、令：電気事業法施行令、則：電気事業法施行規則

（資料：NEDO 技術開発機構「太陽光発電導入ガイドブック」）

また、電気事業法等の関係法令により太陽光発電システムの設置に際して必要な法手続きを以下に示します。

表 7-3 電気工作物の区分と主な手続き

| 区分 | 出力規模 | 工事計画 | 使用前検査 | 使用開始届 | 電気主任技術者 | 保安規定 |
|--------------|-----------------------------|------|-------|------------------|---------|------|
| 事業用及び 自家用 | 1000kW 以上 | 届出 | 実施 | 不要 ¹⁾ | 選任 | 届出 |
| | 500kW 以上 1000kW 未満 | 届出 | 実施 | 不要 ¹⁾ | 不選任承認 | 届出 |
| | 20kW 以上 500kW 未満 | 不要 | 不要 | 不要 | 不選任承認 | 届出 |
| | 20kW 未満(高圧連系) ²⁾ | 不要 | 不要 | 不要 | 不選任承認 | 届出 |
| 一般 | 20kW 未満(低圧連系) ³⁾ | 不要 | 不要 | 不要 | 不要 | 不要 |

1) 出力 500kW 以上の電気工作物を譲渡、借用する場合には使用開始届が必要。

2) 高圧連系の 20kW 未満は自家用電気工作物。

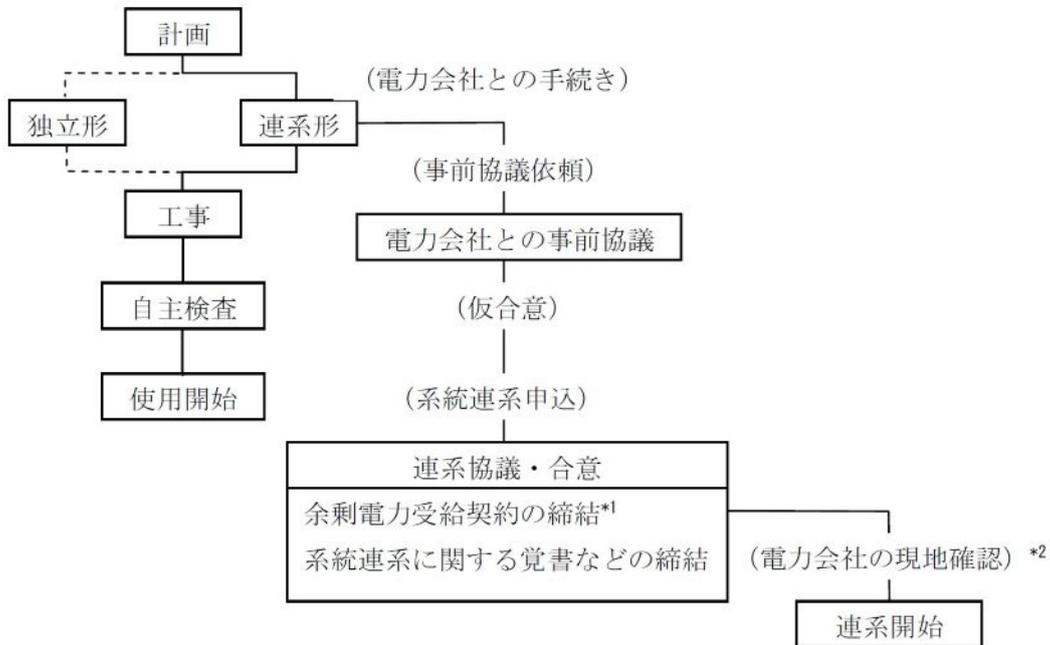
3) 低圧連系の 20kW 未満、もしくは独立系システムの 20kW 未満が該当する。

(資料:NEDO 技術開発機構「太陽光発電導入ガイドブック」)

(2) 設置までの流れ

太陽光発電システムの設置までのおおまかな流れは以下に示すようなものです。

① 一般用電気工作物（小出力発電設備）の場合



[注] *1 余剰電力売買契約をする場合で、逆潮流しない場合は必要ない。

*2 電力会社により異なることがあるので要確認。

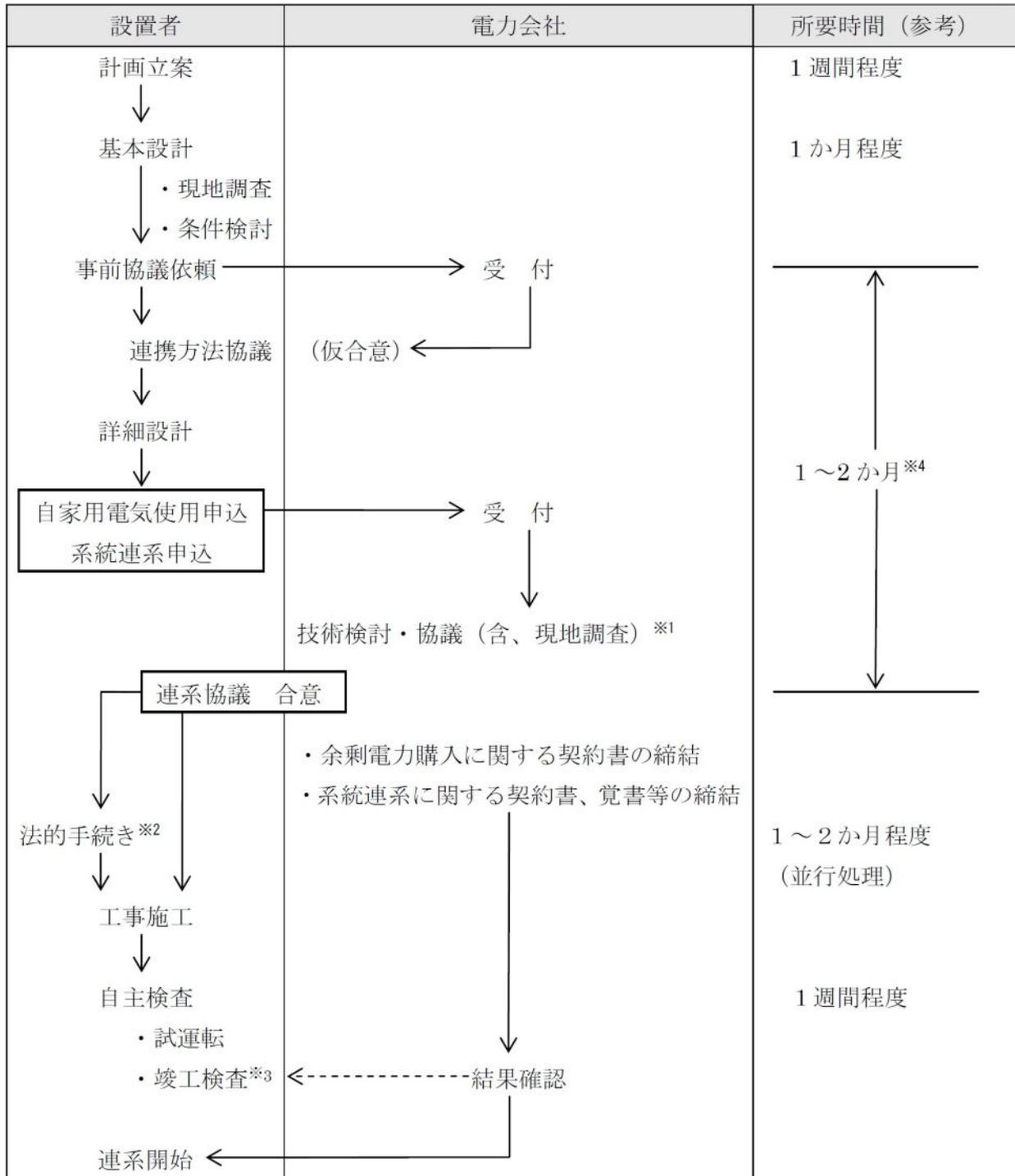
その他 一般用電気工作物（低圧連系の20kW未満か、若しくは20kW未満の独立系システム）については、保安規程届出、主任技術者の不選任承認などの法的手続きは不要。ただし、必要に応じて保安管理業務を委託することもある。

図 7-1 一般用電気工作物における手続きフロー

（資料：NEDO 技術開発機構「太陽光発電導入ガイドブック」）

系統連系を行う場合は、電力会社との協議が必要になります。町内で導入する場合は東北電力(株)との協議になります。

表 7-4 系統連系における手続きフロー



注1) ※1:「系統連系技術要件ガイドライン」の内容に基づき協議する。
 ※2: 電気主任技術者の選任届出もしくは不選任承認申請と保安規程の届出を所轄通商産業局長に行う。
 ※3: 電気主任技術者が保安規程に基づき実施する。電力会社は必要により結果の確認を行う。
 ※4: 建物が新設の場合は6ヶ月程度が必要となる。
 注2) ※2,3は自家用電気工作物の場合のみ。

(資料:NEDO 技術開発機構「太陽光発電導入ガイドブック」)

第4節 先進地視察

調査先： 栃木県立のぞわ特別支援学校（宇都宮市）

日時： 平成 21 年 10 月 29 日（木） 10:00~12:00

【視察施設概要】

昭和 42 年 1 月に肢体に不自由のある児童生徒に対する教育を行う「特別支援学校」として設立。平成 16 年に新校舎移転され、その建築に伴い太陽光発電設備、太陽熱利用システムが設置される。

【設置機器】

①太陽光発電設備

容量：206kw

年間発電量：175MWh（平成 19,20 年度平均）

概要：学校校舎屋上に設置され、発電電力は主に学校の開講期間は構内で使用し、休講期間は売電を行っている。事務室に設置しているパソコンによりデータ管理し、発電状況は校舎の玄関に設置されたパネルに表示し環境学習にも役立てられている。

②太陽熱利用システム

容量：290m²

概要：体育館屋根に設置され、体育館の地下に一度暖められた空気を貯蔵し、館内の壁面と床より温風を送風し空調として使用している。体育館入り口にシステムの解説板を設置し環境学習にも役立てられている。

【質疑】

質問 1：発電した電力は自家消費しているか、それとも売電しているか？

回答 1：基本的に自家消費し余剰分を売電しているが、現在は平日は全て消費し、土日の発電分を売電している。

質問 2：電力消費量のうちどれくらいを太陽光発電でまかなっているか？

回答 2：約 20%程度（100%ではないが購入する電力のピーク電力を抑える意味で貢献している）

質問 3：メンテナンスはどのように行っているか？

回答 3：機械については学校の用務員が担当しており、パッシブソーラーの定期点検は業者に依頼している。

質問 4：清掃はどうしているか？

回答 4：教員で対応している。故障は過去に一度原因不明の機器の破損があったがそれ以外は発生していない。

質問 5：近隣への普及啓発効果はみられたか？

回答 5：年間何十件かの見学はあるが直接的な導入効果はまだ見られない。

質問 6：ファンコイルについてももう少し詳細に説明をお願いします。

回答 6：冷暖房設備で、温水冷水を建物に循環させて間接的に空調するもの。ただし、休日に作動させるには規模の大きい設備のため、小規模で空調するためにエアコンも設置している。



①太陽光発電設備

- ・ 傾斜を付け並べて設置されているパネルが発電機器。
- ・ 一枚あたり最大出力は 126W で重量は 12.5kg ある。
- ・ パネルの設置を前提に建物が設計されており、パネルの接地面には耐荷重を考慮した支柱が設置されている。



②発電状況表示パネル

- ・ 発電状況は事務室のパソコンで 10 分ごとにデータが管理されている。
- ・ 玄関に設置された掲示板に現在の気温、太陽光量、発電電力、のべ発電電力が表示される。
- ・ 日中の発電では全体の約 20% の消費電力をまかなっており、休校日は売電している。



③太陽熱利用システム

- ・ 体育館屋根に段状に設置されている。
- ・ 汚れは基本的に雨水に流されるため清掃を必要としない。
- ・ 過去に一度破損があり交換したが、パネル単位での交換が可能のため一枚のみの交換。



④太陽熱利用（体育館内）

- ・ 体育館の地下に空気の貯蔵庫がある。
- ・ 体育館壁面の丸穴が暖気の吹き出し口。
- ・ コート端の床からも暖気が吹き出す仕組みになっている。
- ・ 夏期は夜間の冷気を地下に貯めて日中に冷房としても機能している。

第5節 本ビジョン策定にあたっての検討組織・経緯

(1) 策定定員会

策定委員会委員名簿

| 区 分 | 氏 名 | 選出区分 | 備 考 |
|-----|-------|------------|--|
| 委 員 | 鈴木 晴彦 | 学識経験者 | 独立行政法人国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校教授 |
| 委 員 | 佐藤 達哉 | エネルギー供給関係者 | 東北電力株式会社郡山営業所長 |
| 委 員 | 吉田 代吉 | 地場産業関係者 | 小野町商工会副会長 |
| 委 員 | 吉田 元幸 | 地場産業関係者 | たむら農業協同組合南部統括支店長 兼小野支店長 |
| 委 員 | 塩田 広平 | 地場産業関係者 | ふくしま中央森林組合参事 |
| 委 員 | 郡司 初夫 | 地場産業関係者 | 小野町地区酪農業協同組合総務課長 |
| 委 員 | 森田 高夫 | 住民代表者 | 小野町行政区長会会長 |
| 委 員 | 穴戸 毅 | 住民代表者 | 小野町商工会青年部長 |
| 委 員 | 西牧 裕司 | 教育関係者 | 小野町立小野新町小学校長 |
| 委 員 | 齋藤 善護 | 行政関係者 | 福島県中地方振興局企画商工部副 部長(業務)兼地域づくり・商工労政課 長 |
| 委 員 | 伊藤 直樹 | 行政関係者 | 小野町副町長 |

事務局

| | |
|----------|-------|
| 企画商工課長 | 先崎 幸雄 |
| 企画商工課副課長 | 村上 昭一 |
| 企画商工課主査 | 引地 一紘 |

小野町地域新エネルギービジョン策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 本町における新エネルギーの導入、普及推進の指針となる小野町地域新エネルギービジョン（以下「ビジョン」という。）を策定するため、小野町地域新エネルギービジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 新エネルギーの導入、普及推進の施策の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、ビジョン策定に係る必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員11名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、地場産業関係者、住民代表者、エネルギー供給関係者、教育関係者、新エネルギーに関する団体関係者等のうちから町長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱をした日から平成22年2月28日までとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期についても、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初にかかれる会議は、町長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(謝 金)

第7条 委員の謝金は、次のとおりとし、委員会の会議のため旅行した場合の費用弁償による費用は、謝金に含むものとする。ただし、委員のうち、国、県及び町関係者並びに公共団体関係者については支給しない。

- (1) 学識経験者 会議1回につき 30,000円
- (2) (1)以外の者 会議1回につき 6,000円

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画商工課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月6日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成22年2月28日限り、その効力を失う。

(2) 庁内委員会

庁内委員会委員名簿

| | | | |
|-------|-----------------------------|-------|------|
| 特別職 | 副町長 | 伊藤 直樹 | 委員長 |
| 企画商工課 | 企画商工課長 | 先崎 幸雄 | 副委員長 |
| 総務課 | 総務課副課長(行革推進担当) | 松本 仁 | |
| 住民生活課 | 住民生活課副課長(環境安全担当) | 吉田 徳一 | |
| 健康福祉課 | 健康福祉課副課長(高齢福祉担当) | 鈴木 稔 | |
| 農林振興課 | 農林振興課副課長 (農政振興・農林整備担当) | 郡司 功 | |
| 地域整備課 | 地域整備課副課長(地域整備担当) | 宗像 喜也 | |
| 教育課 | 教育課副課長 (教育総務担当、施設整備室副室長) | 遠藤 靖次 | |

事務局

| | |
|----------|-------|
| 企画商工課副課長 | 村上 昭一 |
| 企画商工課主査 | 引地 一紘 |

小野町地域新エネルギービジョン策定庁内委員会設置要綱

(設 置)

第1条 小野町地域新エネルギービジョンの策定に関し、本町における新エネルギーに関する現状や課題を検討するとともに、庁内の連絡調整を行うため、小野町地域新エネルギービジョン策定庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内委員会は次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 新エネルギーの現状や課題の検討に関すること。
- (2) 新エネルギーの普及促進に資する施策の検討に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、新エネルギーに関し必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、企画商工課長をもって充てる。

(任 期)

第4条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、企画商工課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月6日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 (第3条関係)

副町長

企画商工課長

総務課副課長 (行革推進担当)

住民生活課副課長 (環境安全担当)

健康福祉課副課長 (高齢福祉担当)

農林振興課副課長 (農政振興・農林整備担当)

地域整備課副課長 (地域整備担当)

教育課副課長 (教育総務担当、施設整備室副室長)

(3) 検討経緯

| 年月日 | 会議・調査名 | 内容 |
|-------------------------|--------------|---|
| H21.7.21(火) | 第1回 庁内委員会 | (1) 地域新エネルギービジョン策定の背景と目的について (2) 地域新エネルギービジョンの概要、全体構成について (3) 地域新エネルギービジョン策定スケジュールについて (4) アンケート調査の概要について (5) 先進地視察調査の候補地について |
| H21.7.30(木) | 第1回 策定委員会 | (1) 委員長・副委員長選出 (2) 地域新エネルギービジョン策定の背景と目的について (3) 地域新エネルギービジョンの概要、全体構成について (4) 地域新エネルギービジョン策定スケジュールについて (5) アンケート調査の概要について (6) 先進地視察調査の候補地について |
| H21.8.17(月)～ 8.31(月) | アンケート調査 | 新エネルギーに関する意識調査 住民 1,800 世帯 事業者 200 事業所 |
| H21.9.28(水) | 第2回 庁内委員会 | (1) 小野町の地域特性について (2) 新エネルギーの賦存量と導入可能量について (3) アンケート調査結果について (4) 新エネルギー導入の基本方針について |
| H21.9.30(水) | 第2回 策定委員会 | (1) 小野町の地域特性について (2) 新エネルギーの賦存量と導入可能量について (3) アンケート調査結果について (4) 新エネルギー導入の基本方針について |
| H21.10.29(木) | 先進地視察調査 | 栃木県立のざわ特別支援学校(宇都宮市) |
| H21.11.30(月) | 第3回 庁内委員会 | (1) 新エネルギー重点プロジェクトについて (2) 新エネルギー導入目標について (3) 新エネルギービジョン導入の推進方策について (4) 小野町地域新エネルギービジョン素案について (5) 平成22年度新エネルギー推進事業の実施について |
| H21.12.4(金) | 第3回 策定委員会 | (1) 新エネルギー重点プロジェクトについて (2) 新エネルギー導入目標について (3) 新エネルギービジョン導入の推進方策について (4) 小野町地域新エネルギービジョン素案について |
| H22.1.19(火) | 第4回 庁内委員会 | 新エネルギービジョン報告書、概要版(案)について |
| H22.1.22(金) | 第4回 策定委員会 | 新エネルギービジョン報告書、概要版(案)について |



小 野 町